

福岡都市計画地区計画の変更（大野城市決定）

都市計画錦町四丁目地区地区計画を次のように変更する。

| | | | |
|-----------------|-------------|--|---|
| 名 称 | | 錦町四丁目地区地区計画 | |
| 位 置 | | 大野城市錦町四丁目地内 | |
| 面 積 | | 約 4.0ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、西鉄大牟田線春日原駅から約 200m の位置にあり、ショッピングセンターの核的施設が立地している地域である。</p> <p>本地区計画は、文化・商業地としての適切な誘導と利便性の向上を図りつつ、建築物の用途の混在化による環境悪化を防止することを目的とする。</p> | |
| | 土地利用の方針 | <p>地区内の文化・商業施設の集積を図ることにより、地区内の活性化を目指すとともに、歩行者空間の整備改善を図る。さらに将来にわたりこれを保持する。</p> | |
| | 地区施設の整備方針 | <p>地区施設としての区画道路、公共空地を有機的に連結配置し、地区計画の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> | |
| | 建築物等の整備方針 | <p>健全な商業地を形成し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、容積率の最高限度を定め、建築物の用途及び壁面の位置の制限を行う。</p> | |
| 地区整備 | 地区施設の配置及び規模 | 道路 | <p>幹線道路（県道 112 号） 幅員 3.0～5.0m 延長 240m</p> <p>区画道路 幅員 13.0m 延長 90m</p> |
| | | 公共空地 | <p>通路 幅員約 7.5m 延長約 105m</p> <p>歩行者用通路 幅員約 3.0～4.0m 高さ 3.5m 延長約 240m</p> <p>バス回転広場 間口 31m、奥行 35m 高さ 3.5m</p> |
| 備 計 画 | 建築物に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものは、建築してはならない。</p> |
| | | 容積率の最高限度 | 300% |
| | | 壁面の位置の制限 | <p>建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面は、道路境界線から 1 階部分については 3 m 以上、その他については、1 m 以上後退しなければならない。</p> |

「区域は計画図表示のとおり。」

理 由

当該区域の良好な商業市街地としての環境を保持するため、本案のとおり決定するものである。